

---

◎発議第 1 号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君）日程第 12、発議第 1 号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君）発議第 1 号。

平成 27 年 3 月 20 日。

白老町議会、議長山本浩平様。

議会運営委員長、大淵紀夫。

白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び白老町議会会議規則第 8 条第 3 項の規定により提出します。

発議 1－3 をお開きください。議案説明であります。

議員定数を「15 人」から「14 人」とする「白老町議会会議条例」の一部改正に伴い、各常任委員会の委員定数を「8 人以内」から「7 人以内」に改めるとともに、行政の組織機構の見直しによる「白老町課設置条例」の一部改正に伴い、各常任委員会の所管について、課名の変更など所要の整備を行う。併せて、現行の教育委員長と教育長を統合した新たな代表（新「教育長」）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、委員会の審査等のため出席説明を求めることについて、教育委員会の「委員長」を「教育長」に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表は下記のとおりでございます。

なお、条例の施行日は平成 27 年 4 月 1 日ではありますが、経過措置として、現教育長の任期中においては、第 15 条の改正規定は適用しないものであります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君）ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第 1 号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定すること

に賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。